

「車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可」研修会の開催について

車積載車による道路上の故障車等の排除業務は、警察・道路管理者・JAF等から要請を受けた指定工場が保有する車積載車が対象でしたが、対象事業者を拡大し有償運送許可を受けることにより、自家用車であっても有償搬送すること（事故車等の排除業務のみ）が可能となりました。許可を受けるためには国土交通省が指定した団体が実施する研修・指導を受けることと、車積載車の運行により生命又は身体の損害を受けた者1名につき無制限の損害賠償責任保険（任意保険等）を締結していることが必要となります。

なお、同一事業者で複数事業場がある場合は、1事業者1名の受講で、複数の事業場での車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送を行うことができます。但し、研修内容について社内教育を行ってください。

また、振興会主催の研修会は、鹿児島県内において3回となっております。日程に新規、継続の区別はありませんので、申請を検討されている事業者は次ページの「研修会申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。

※平成30年度に受講された事業者は更新となりますので、忘れずに受講してください。

記

1. 開催日・開催場所・定員・申込締切 ※定員に達し次第、締め切ります。

鹿児島会場

受付時間 9:45～9:55 研修時間 10:00～16:00 時間厳守をお願いします。
※昼食は各自ご持参ください。

回数	開催日	開催場所	定員	申込締切
1回目	8月 3 日(火)	薩摩川内市国際交流センター	20名	7月20日(火)
2回目	8月 6 日(金)	南九州自動車整備協同組合	30名	7月27日(火)
3回目	8月17日(火)	鹿児島県自動車整備振興会	30名	8月 4 日(水)

お問い合わせ先 業務課 担当：藺田 TEL(099)261-8515 FAX(099)262-2228

2. 受講料 会員 5,100円 テキスト代 500円(税込) ※当日ご持参ください。 ※テキストは前回のものと変更ありません。必要な方のみご購入ください。

3. 受講申込み方法 次ページ申込書にてFAXください(先着順)

4. 有償運送許可申請に伴う条件

- (1) 車両積載車の運行により生命又は身体の損害を受けた者1人につき、限度額を無制限とすることを内容とした損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約を締結していること。
- (2) 事業者団体に所属している者からの有償運送許可申請は、当該車両積載車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局毎に事業団体が一括して運輸支局に提出すること。
- (3) 有償運送許可の有効期限は、許可日から3年間とする。
- (4) 許可日は令和3年11月1日の予定。
- (5) (4) より早い許可日を希望される場合は、申込時にお伝えください。



事業部 業務課行 FAX : 099-262-2228



「車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可」 研修会申込書

全て記入してください。

受講希望日	月 日 ()
事業者名	(認証番号 7-)
住 所	
電 話	() -
F A X	() -
代表者名	
参加者名	
テキストの購入 (○印をつけてください)	する (冊) しない
申請の種別	新規 更新 (台)

【新規】 **申込書**と一緒に**車検証**と**任意保険(共済)証書**の計3点をFAXしてください。

【更新】 **申込書**と一緒に**車検証**と**任意保険(共済)証書**と**現在使用中の許可証**の計4点をFAXしてください。

※車検証名義と任意保険契約者は同一でなければなりませんのでご注意ください。

(参考) 自家用自動車による有償運送許可を必要としない例

- ・整備事業者が自己の整備工場に故障車両を持ち込んで修理を行う場合
- ・積載装置がないレッカー車による事故車等の移動の場合
- ・災害のため緊急を要する場合

(当日持参するもの)

受講料

テキスト

印 鑑

※前回研修
使用分を
お持ちの方

自動車の使用者名が **法人** の場合は **法 人** の「認印」
個人 の場合は **代表者** の「認印」

※当日印鑑の持参が難しい場合は、必ず業務課に
ご連絡ください。

ご連絡がないときは、個別申請となります。

振興会 確認欄		
申込書	車検証	任意保険 (共済)証書